

2021年度

第2回愛知県障害者施策審議会

会議録

2021年12月24日（金）

愛知県障害者施策審議会



# 2021年度 第2回愛知県障害者施策審議会 会議録

## 1 日時

2021年12月24日（金） 午後2時から午後3時30分まで

## 2 場所

愛知県庁本庁舎6階 正庁

## 3 出席者

岩田委員、植田委員、江崎委員、榎本委員、柏倉委員、糟谷委員、亀沖委員、小浮委員、佐藤委員、重松委員、鈴木委員、高橋（傳）委員、高橋（美）委員、辻委員、徳田委員、永田委員（会長）、古家委員、松浦委員、水野委員

（事務局）

福祉局長 ほか

## 4 開会

障害福祉課 坂上担当課長

定刻より、少し早いですが、皆さん揃われましたので、ただいまから始めたいと思います。

ただいまから、2021年度第2回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。私は、障害福祉課担当課長の坂上と申します。議事に入るまでの進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、岡本福祉局長からご挨拶申し上げます。

## 5 局長挨拶

岡本福祉局長

皆さん、こんにちは。愛知県福祉局長の岡本でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、愛知県障害者施策審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の障害者施策の推進に格別のご理解とご支援をいただいておりますことに、改めてお礼申し上げます。

当審議会につきましては、今年度第2回の開催となります。感染症予防対策を徹底いたしまして、一部、Webによる開催とさせていただきます。本日は次第にありますように、議題が1件と報告事項が1件ございます。

議題では、愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについてご審議いただきます。現在、愛知県障害者施

策審議会のもとにワーキンググループを設置いたしまして、検討を進めているところです。本日皆様からご意見を賜りまして、さらに内容を充実させて参りたいと考えております。

また、報告事項につきましては、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例に基づく取り組みについて、2021年度愛知県障害者施策審議会専門部会報告をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

## 6 定足数確認

障害福祉課 坂上担当課長

議事に入る前に、事務局より若干ご連絡申し上げます。

まず、定足数の確認でございます。本日は委員19名全員出席されておられますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条第3項の規定により、当審議会は、有効に成立しております。

## 7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

障害福祉課 坂上担当課長

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領及び審議会の傍聴に関する要領により、公開としております。12月10日金曜日から、県のホームページで審議会の開催のお知らせをしており、本日傍聴者は、1名いらっしゃいますので、ご報告いたします。

傍聴の方をお願い申し上げます。お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

## 8 資料確認等

障害福祉課 坂上担当課長

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まず、A4判で本日の次第、出席者名簿、配席図、それから愛知県障害者施策審議会条例と運営要領でございます。続いて、資料の方はA3判とまざっておりますが、資料1-1と1-2、それから資料2-1から2-5、参考資料が1-1から1-4でございます。また、手話言語障害者コミュニケーション条例の普及啓発事業で、今年度作成した小冊子を3種類お配りしております。

資料の不足等がありましたらお申し出いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

## 9 Web会議に伴うお願い

障害福祉課 坂上担当課長

それでは進行させていただきます。

本施策審議会は、対面及び一部Web開催としており、糟谷委員、亀沖委員、小浮委員、そして急遽、徳田委員も、リモートでの参加となっております。スムーズな会議進行のためにWebにてご参加の委員におかれましては、ご発言について、事前にお配りしている、Web会議によるリモート開催における発言方法についてをお守りいただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、手話通訳及び要約筆記の方にご協力をいただきながら、進行して参りますので、各委員におかれましては、ご発言の際には、マイクをご利用いただき、ゆっくりと大きな声でご発言くださいますようお願いいたします。

それでは、この後の会議の進行につきましては、永田会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

## 10 会長挨拶

永田会長

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、障害者施策審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。今回は今年度第2回目の審議会となります。

内容は、先ほど岡本福祉局長からのご挨拶にもありましたように、議題が1件、報告事項が1件ございまして、いずれも重要な内容となっております。議題の愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについては、ワーキンググループには参画されていない委員の皆様からも、様々な視点からご意見をいただければと考えております。

限られた時間ではありますが、積極的に、また、要点を絞ってご発言をお願いしたいと思っております。円滑に会議を進めて参りたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、委員のみなさま方には、言葉や内容について、わかりにくいところがあれば手を挙げるなどをしていただき、ご質問いただきたいと思っております。そして、ご遠慮なく考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなるよう、よろしくお願いいたします。簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。

では、着座にて議事の方を進行させていただきます。

## 11 議事録署名者指名

永田会長

それでは、運営要領の第2条第3項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名したいと思います。

今回は、佐藤委員と重松委員にお願いしたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

## 12 事務連絡

永田会長

では次第に従って議事を進めて参りますが、本日の会議の終了時刻は、午後3時30分を予定しておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

## 13 議題 愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて

永田会長

それでは議題の愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて審議いただきたいと思っております。事務局

より説明をよろしく願います。

#### 障害福祉課業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

障害福祉課の矢ノ口と申します。よろしく願います。すみませんが、座ったまま説明させていただきます。

本年7月28日の第1回障害者施策審議会においてワーキンググループの設置をお認めいただき、現在まで2回実施しております。最初に、その結果について御報告いたします。

資料1-1を御覧ください。「愛知県障害者差別解消推進条例見直し検討状況について」でございます。始めに左側、第1回ワーキンググループですが、9月10日に開催しております。内容については、ワーキンググループの設置、法律の見直しの報告、条例見直しにかかるヒアリングについて御意見をいただきました。

主な意見といたしまして、「条例の見直し、定義」については、条例の中に定義を入れてほしい、差別と合理的配慮について、誰が読んでもわかるものにしてほしいなどのご意見をいただきました。次に「相談窓口及び紛争体制」についてですが、法的な専門家に入ってもらうことも必要ではないかなどのご意見をいただきました。次に「研修」については、窓口の方への研修を当事者団体の方が直接行っていただくことで、より実行性のあるものとなるなどのご意見をいただきました。

2枚目に続きます。「事例集」についてですが、具体的な内容を挙げてもらえると、事業者も合理的配慮の内容がわかってくるのではないかと、次に「その他の取組」といたしましては、教育面の合理的配慮が必要ではないか、事業者で非営利の方こそ理解を進めるべき、などのご意見をいただいております。

次に、1枚めくっていただきまして資料1-2を御覧ください。「愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて」でございます。最初に、1 愛知県障害者差別解消推進条例に盛り込む事項（案）として、（1）から（5）については、国の法改正に合わせて条例改正が必要になってくる箇所をお示ししているものとなっております。（6）条例第二条定義でございますが、障害者の定義の見直しとして、第1回ワーキンググループ後に追加したものでございます。

第1回および第2回ワーキンググループの構成員や施策審議会委員の皆様方からの御意見を参考にさせていただき、来年度夏頃に国から示される予定の基本方針を注視しながら、条例見直しの検討を事務局において進めてまいります

次に、右側の検討スケジュールでございます。今後の予定につきましては、来年2月に第3回ワーキンググループを、3月に施策審議会を開催予定となっております。

続きまして、参考資料の説明をさせていただきます。ヒアリングにおきましては、障害者団体及び事業者団体の皆様にご協力をいただきまして、様々なご意見をいただいております。その結果につきまして、ここでご報告させていただきます。なお、いただいた御意見全てを資料に掲載できませんでしたが、条例見直しの参考にさせていただきたいと考えております。それでは、資料の説明に入ります。

参考資料1-1を御覧ください。最初に、障害者団体に対するヒアリングの結果でございます。実施期間は10月から11月、実施方法は対面及びリモート、参加団体は16団体に照会いたしまして、ヒアリングの必要は無いなどの理由で13団体に実施しております。

次に、「4 主な内容（抜粋）」でございます。時間の都合がありますので、主なもののみ説明させていただきます。

まず、合理的配慮の提供についてでございます。1つ目に、合理的配慮の提供を求めた例や対応例につい

て伺いましたところ、コロナ会場での駐車場の対応や金融機関での代筆が認められなかったなどの御意見や、最近ではバスの乗客の配慮が増えた、や無人駅に有人駅に繋がるモニターが設置された例などの回答がございました。

2つ目に、最も障壁となることなどについて伺ったところ、外見からはわかりにくい障害もあることをわかってほしい、当事者の立場で考えてほしいなどの御意見を多数いただきました。

3つ目の障害者の定義についてですが、差別の定義は幅広く捉えてほしいなどのご意見をいただいております。

最後に愛知県障害者差別解消推進条例についてでございますが、(1)の取組については、団体によっては、啓発活動を実施されたということを伺っております。

(2)の相談実績ですが、事例はあまりありませんでした。

(3)の条例に盛り込むべき事項ですが、相談機関の設置や窓口がわからない、対応職員の研修の必要性について御意見をいただいております。

参考資料1-1につきましては、以上でございます。

次に一枚おめくりいただきまして、参考資料1-2の事業者団体に対するヒアリングの結果でございます。実施期間・方法は障害者団体と同じですので省略させていただきます。

3の参加団体でございますが、24団体に照会いたしまして、忙しいなどと応じていただけなかった団体を除き、12団体に実施しております。ヒアリングを実施できなかった団体のうち、回答保留となっているところもございますので、ヒアリングが実施できましたら今後の参考にしたいと考えております。

次に4 主な内容(抜粋)の合理的配慮の提供についてですが、主な意見を説明いたします。まず、(1)合理的配慮の提供を求められた例や対応した例について伺いましたところ、設備のバリアフリー化を進めたとの回答を多くいただきました。次に(2)法的義務となった場合に想定される影響についてでございますが、設備改修に関しては予算やスペースの問題から難しい、マンパワーに関しては従業員も少なく高齢化が進んでいるため合理的配慮を行うことに対して不安があるなどの意見の他、そもそも対応事例がないので、何をすればいいのかわからないという意見を伺いました。

次に、障害者の定義についてでございます。これは障害者団体と同じように、定義を明確にしてほしいとのご意見をいただいております。

続きまして、愛知県障害者差別解消推進条例についてでございます。(1)の取組ですが、条例ができる前ではありましたが、会員向けに車椅子の搭乗や視覚障害者の体験などの研修を実施されたという例を伺いました。次に(2)相談実績については、団体ではあまり実績はないとのことでしたが、消費者相談センターを通じて問い合わせを受けることがあるとの回答をいただきました。次に(3)条例に盛り込むべき事項といたしましては、必ずしも条例に規定すべきとの意見ではありませんでした。合理的配慮の事例がわかるようにとか、ガイドラインを充実してほしいなどの意見をいただきました。

参考資料1-2につきましては、以上でございます。

次に参考資料1-3を御覧ください。障害者団体、事業者団体からのヒアリングにより抽出した課題をまとめてございます。

まず、一つ目、合理的配慮の提供でございますが、今回、事業者団体に対しましては、啓発もかねて障害種別により配慮する内容が異なるということを説明させていただきましたところ、対応する機会のほとんど無い団体からは、配慮の必要性は理解しているが、直接接する機会が少なく実際に対応するとなると不安

があるというご意見をいただきました。反対に、対応する機会のある事業者団体の方では利用される方に対して工夫しているというお答えいただいております。なお、事業者団体の中には、合理的配慮のためには、バリアフリー化をしなければならないが、経営状況から配慮は難しいと回答いただいた団体もありましたが、大規模な設備投資ありきではなく、利用される方との建設的な対話により、配慮の仕方を考えていただきたいと説明してございます。一方、障害者団体からも、障害特性を理解してもらえるのか不安だとの声があり、より一層の普及啓発の必要性を感じたところでございます。

次に障害者の定義ですが、事業者団体及び障害者団体の両者から、障害の特性についてわかりやすく表記してほしいという意見がございました。

最後に愛知県障害者差別解消推進条例（県の取組）でございます。

一点目といたしまして、見た目によりわかりにくい障害、普段から接することが少ない障害に対する理解度は低いように感じましたので、より一層の普及啓発が必要と感じました。

二点目といたしまして、差別的扱いを受けた場合、何処に相談できるのかわからないとの意見が多くありました。県におきましては既存の相談窓口で障害者差別の相談窓口を設置しているのですが、わからないとのご意見でした。また、先ほども説明しましたが、ワーキンググループから第三者的な立場で接する方向で窓口を設置してはどうかとのご意見もいただいておりますので、工夫していかなければならないと思います。

三点目といたしまして、定義を明確にしてほしいという意見を多くいただきました。必ずしも条例に盛り込むべきという意見だけではなく、より多くの事例を紹介してもらいたい、日頃から障害者と事業者とのコミュニケーションを図る機会を設けるべき、ということでしたが、一方、ワーキンググループにおきましては、条例の抛り所となる定義づけについて、他県の条例も参考にすべきとのご意見もいただきましたので、検討していかなければならないと思います。

参考資料1-3についての説明につきましては、以上になります。

最後に、参考資料1-4を御覧ください。

障害者差別について独自条例を制定しております36都道府県の状況について比較した表となっております。○は、条例上に規定があるもの、△は、規定はあるが法を引用しているか、または差別解消法の条文と同じ文章のまま規定されているものとなっております。また、表の右下には、集計結果を掲載してございます。

愛知県につきましては、表の真ん中の一番右側に黒枠で標記してありますが、社会的障壁と事業者の定義について△ということでは法から引用して定義しております。各都道府県によって考え方がいろいろあり、一括りで分類するのは難しい状況でございますが、それぞれの条例について特色が出ていることはわかりいただけだと思います。

これで参考資料1-4の説明を終わります。

委員の皆様方におかれましては、幅広く御意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

永田会長

ありがとうございました。ただいま、説明のありました愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて、いくつか資料に基づいて、ワーキンググループの結果、またヒアリングの結果と、また他県の状況等について、かなり膨大な量になっておりますが資料をご説明いただきました。こちらについてご意見、ご質問



があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

辻委員よろしく願いいたします。

#### 辻委員

愛知障害フォーラム、辻です。私はワーキンググループでいろいろ発言させていただいており、この見直しの検討状況に反映いただいておりますので、あとは、条例の中身について事務局の方にいろいろお願いしたいと思うのですが、私が発言したいのは、障害者差別解消推進条例の見直しをする中で、これをどのように広げていくのか、啓発していくのかは、極めて重要なことだと思います。条例を作ったからこれで差別がなくなるということではなくて、この条例をどう生かしていくかというところが、重要だと感じております。

愛知障害フォーラムでも、幅広く県民向けに、障害者差別解消法、障害者基本法について様々な講演会を行っているのですが、そのときにいつもネックになることが二つあります。

一つは、やはり会場の特に費用面についてです。障害者基本法では、経済的負担の軽減というところの項目に、第24条、国及び地方公共団体は、障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免、その他必要な措置を講じなければならないとなっています。お聞きしたいのは、愛知県に様々な公共施設がありますが、障害者基本法にある利用料等の減免についてはどのような状況になっているのか、わかる範囲内で結構ですので教えていただきたいと思います。また、実施していない会議場などの公共施設があれば早急に実施をお願いしたいと思います。

もう1点は情報保障の部分です。当然、聴覚障害がある方にとっては、手話通訳や要約筆記はなくてはならない存在でありますので、団体の持ち出しで手話通訳要約筆記を配置します。また、視覚障害の方にとっても、点字資料が必要ですので、団体としてこういう差別解消法の講演会等を実施するときは、当然、点字資料も準備をします。名古屋市では、障害者団体が実施するもの等については、手話通訳や要約筆記者を無料で派遣をいただける制度がありますが、愛知県では、どうなっているのでしょうか。また、県内の各市町村の実施状況は、どうなっているのでしょうか。特に愛知県においては、手話言語障害者コミュニケーション条例というものがあります。もっと、情報へのアクセスのバリアを取り除くための助成制度などを充実させてほしいと思います。

以上、意見です。

#### 永田会長

はい。ありがとうございました。

ワーキンググループでもご意見をいただきましたが、この条例が改正された後に、どのようにこれを広げていくのかということで、貴重なご意見を2点いただいたかと思います。

一つは、例えば障害者団体の方が講演会等をするときにかかる会場費などのいろんな経費について、経済的な支援、バックアップについての制度や体制についてのご質問だったかと思います。

また、情報保障のアクセスをどうしていくのかということで、名古屋市の事例をご紹介いただいたかと思います。こうした講演会等における手話通訳の派遣の状況について、県の取り組みや各市町村の状況がわかれば教えていただきたいというご意見だったかと思います。

事務局の方はいかがでしょうか。

障害福祉課社会参加推進グループ 平野課長補佐

障害福祉課社会参加推進グループ課長補佐の平野と申します。

2点ご質問をいただいたかと思えます。

1点目の、公共的施設の利用料の減免について、県の施設がどのような状況かということですが、今、具体的な数字を持ち合わせていないので大変恐縮ですが、実態といたしましては、障害者減免を行っている施設と、行っていない施設がある状況でございます。障害福祉課で、その状況は把握をしております、行っていない場合については導入の検討をしていただきたい旨は、各局の方をお願いしているところでございます。

もう1点、情報保障についてです。障害者団体が実施される会議等への派遣につきましては、県の意思疎通支援者の派遣事業がございますので、あいち聴覚障害者センターへの委託になっておりますが、対応しているところでございます。

以上でございます。

辻委員

ありがとうございます。

今、県の公共施設の中で、障害者割引をしているところとしていないところがあるとお聞きしましたが、障害者割引は、障害者基本法でも障害者の自立の促進を図るためとなっておりますので、各部局を乗り越えてぜひ実施していただきたいと思えます。というのも、特に私たち障害がある方が集まってしやすい場所というのは駅に近いところになりますので、よく利用するのがウイंक愛知になるのですが、どうしても非常に料金が高いです。啓発活動をしたいのですが、現実的に非常に厳しい部分もありますので、そのあたりは部局を超えてぜひお願いしたいと思えます。

あとは、情報保障の部分もやはりかなり市町村格差が大きいと思っております。名古屋市では、障害者団体が主催するときには、利用料が無料で派遣を受けることができますが、他の市町村では実費負担となってきますと、手話通訳を派遣して欲しいがどうしても諦めざるをえないということ、他の団体さんからも聞いておりますので、この辺りもぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

以上です。

障害福祉課社会参加推進グループ 平野課長補佐

すみません。事務局の方から1点補足させていただきます。

県が実施しております手話通訳の派遣につきましては、専門性の高い意思疎通支援者の派遣事業ということで、市町村が対応できないような事例にも対応しておりますので、団体様の方でお困りの事例がございましたら、まずは、あいち聴覚障害者センターの方にご連絡をいただきまして、県派遣で対応できないかなどの調整もさせていただきたいと思っておりますので、ご利用の方よろしくお願いたします。以上です。

永田会長

補足説明ありがとうございました。

いかに制度を使っていただけるように周知をするのかということと、先ほどありましたように公共施設の場合に局を超えて、働きかけをしていくということについては、全体の橋掛をしていく意味でとても大事になっていくので、これまで以上に取り組んでいただければと思っております。

その他いかがでしょうか。それでは、高橋委員よろしく願いいたします。

高橋（美）委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋です。ワーキンググループの中の話でも出ていました、窓口の方への研修というところで、意見を述べさせていただきます。

私は岡崎市役所から差別解消に係る研修をして欲しいという依頼を受けております。いろいろ話を行って行く中で、やはり予算が限られていて、なかなか思ったように研修が予定どおりできなかつたという話がありました。やはり周知していくには、そういう費用も必要ですので、そのあたりも県として調達していただくとか、配慮をいただきたいと思います。

また、今回、私が話をさせていただくのは、新任の職員と新任の副課長さんを対象とした研修ですが、市町村の規模で差が出ないように研修が行えるといいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

永田会長

はい。ありがとうございます。

公共、市、行政職とかの研修について、解消法の見直しによって、いろんな形の取り組みがある時に予算に限りがあると市町村格差というものが生まれてくるのではないかという懸念もあるということで、予算的なこと、研修のバックアップについても検討いただきたいというご意見だったかと思います。

これについて何か事務局の方からあるでしょうか。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

なかなか予算につきましては、この場で確約することは難しいと思いますので、できる限りという回答になってしまいますが、先ほども説明いたしました通り、相談窓口がわかりにくいという意見がございましたし、やはり相談窓口を担当していただく職員の方のスキルアップも必要かと思っておりますので、その点は考えていきたいと思っております。

以上です。

永田会長

はい。ありがとうございました。

スキルアップをどのように保証していくのかということについては、引き続き検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、他にいかがでしょうか。是非オンラインの委員の先生方もご意見いただければと思います。よろしかったでしょうか。それでは古家委員よろしく願いいたします。

古家委員

愛盲連の古家です。事業者からのヒアリングの結果を読み返していても、かなり消極的だなとか、あまりこの制度のことを知らない状態でヒアリングに対応しているのではないかなという事業者が多いという印象がありました。

もちろん積極的にいろいろなことを考えて発言する場合がありますでしたが、前回のワーキンググループで

も、こちらからヒアリングをお願いした事業者のうちの半分ぐらいしか回答が戻ってきていない、あれから1ヶ月近くたっても増えていない様子を見ると、やはり回答する気持ちはなく、できれば避けたいということなのかと思っています。

なので、やはり誰が見ても第三者的にこれだっていう何かを示していかないと、まず何をやればいいんだらうっていうところからになってくると思います。あと、改善をしたところで、障害のある方がどのくらい町に出ているのか、やっぱりペアレントやサポーターさんが一緒になって町を歩く場合が比較的多いと思うので、できるだけ障害のある方も、どんどん1人で出て行って接してもらえそうな形をとっていかないと、進んでいかないのかなと思いました。

永田会長

はい。ありがとうございます。

このヒアリング自体は、ヒアリングをすることでの啓蒙ということの意味合いもとても大きいものだったかと思っています。ただ、ヒアリングに応じていただけたところ、応じていただけないところは、やはり先ほどご紹介がありましたように、事業者の方は約半数というところで、お答えいただけなかったのはとても残念なことと思っています。

ただ、この障害者差別解消法ができますと事業者は義務になってきますので、そういった意味では、これを一つのチャンスととらえて、ヒアリングはまだしばらく継続中とお聞きしていますので、努力していただくことと、これから働きかけを改めて考えていくことが必要ではないかと感じております。

また古家委員が言われたように、やはり直接知らないということがわからなさに通じているという意味でいうと、やはり社会参加ができていけるような整備をどうしていくのかということも課題だろうと、古家委員のお話を聞いて改めて思ったところです。

事務局の方からいかがでしょうか。今のご意見についてよろしく申し上げます。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

はい。障害福祉課、矢ノ口でございます。

まずヒアリングに応じていただけていない事業者団体のことですが、いろいろ理由がございまして、まず小さな団体さんですと、商売をやっていてちょっと手が離せないということで、なかなかヒアリングをするお時間を作っていただけないというところがございます。

逆に大企業みたいなどころですと、そういった窓口をちゃんとしっかりしていて、日頃からやっていますので、あえてヒアリングをしていただかなくてもということでお断りされた例もございます。

ただ、永田会長からもございましたが、やはり団体さんの中で障害者差別という点、どうしても車椅子のバリアフリーをやればいいんだねって思ってみえた団体は、確かにございますので、なかなか発達障害の方などについて、ご理解いただけていないというのは実感としてございましたので、今後、条例改正に合わせてそういった啓発を、十分やっていかなければいけないと感じているところでございます。以上です。

永田会長

はい。事業者のヒアリングの状況についてお話いただきありがとうございました。

では水野委員よろしくお願いたします。

愛知県聴覚障害者協会 水野委員

愛知県聴覚障害者協会の水野と申します。

先ほどの続きになる質問ですが、11月に行ったヒアリングの結果を見させてもらいました。しかし、また1月にヒアリングするって書いてあります。これはどういう内容の、ヒアリングをするのでしょうか。同じ団体に対してヒアリングするのか、その辺あたりの内容を教えてください。よろしくお願いいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

はい。障害福祉課矢ノ口です。

1月のヒアリングについては、例えば、1回ヒアリングをして、他の団体さんに聞いて、新たな課題が出てきた場合には、もう1回伺いしようかということも考えていたのですが、ほとんどの団体さんから同じようなご意見をいただきましたので、2回目のヒアリングは考えておりません。

ただ、まだ実施できていない団体さんもございますので、そういったところには啓発もありますので、もう少しアピールしていきたいなと考えております。以上です。

永田会長

ありがとうございました。水野委員、ご意見ありますか。

愛知県聴覚障害者協会 水野委員

ちょっと意味が掴みにくいのですが、つまり、2回目の1月のヒアリングについては、1回目のヒアリングを実施した団体ではなく、まだヒアリングをしていない団体に改めてヒアリングをすると受けとめてよろしいでしょうか。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

1度ヒアリングを実施した団体さんに、もう1回行くということは考えていないです。

水野委員

また同じ団体に行くのかと受けとめていましたが、今の説明で、わかりました。以上です。

永田会長

はい。当初の計画と少し変更になって、ヒアリング団体を増やしていくという形で、今後も続けていくという内容だったかと思います。

他、いかがでしょうか。徳田委員よろしくお願いいたします。

徳田委員

はい。聞こえていますでしょうか。リモートで参加しております愛知県弁護士会徳田まり子です。

今、引き続き、ヒアリングをするということだったのですが、私もワーキンググループの方に参加させていただいておまして、定義づけの話では、事業者さんも、差別とは何か具体的に見えてこないとわからないというところから、やはり差別が始まっているような気がするので、定義付けは、必要ですねという話をワーキンググループでも、割と具体的にさせていただきました。

その時に、まさしく、今のヒアリングをする対象の話に戻すと、事業者というものの定義づけの話も、実は、出ました。これは法律の書き方、条文の書き方が少しわかりにくくて、何となく営利でやっていらっしゃるお店とか商店とか、そういうところだけを対象にしているかのような書きぶりなのですが、法律の条文上、実は県内で商業その他事業を行うものというのも入っています。

ですので、事業者の中に実は、非営利団体も入るわけですが、今回ヒアリングをしてくださったところにはもちろん非営利団体と思われるところもたくさん入っているのですが、ここに含まれない自分たちは関係ないと思っているかもしれない人たちにも、やんわりと啓蒙的な意味合いも込めて、もし回答が返ってこなくても、それはまた他の方法を考えればいいので、まずは、ファーストコンタクトとして、私は、ヒアリングをやった方がいいのではないかと思います。

ちなみに具体的には、病院関係にヒアリングすべきと思っています。大きな病院は、ちゃんと合理的配慮の提供をしているが、個人病院だと、聴覚障害者の方とのやりとりで私が個別の事件で経験したのは、コミュニケーションが難しいから排除されたということがありました。福祉的なことを理解していそうな機関であっても、個人病院などでは、それをやってしまうという状況があったり、或いは教育機関、保育機関、学童といったものも、その問題については、実は現場で悩みを抱えていたりするので、どこまで引き受けられてどこまで引き受けられないのかということを考えていただく上でも、ヒアリングをしてみるといいのではないと思う団体は、幾つもあります。あと町内会関係やPTAとかいろいろございます。

以上です。

永田会長

はい。貴重なご意見ありがとうございました。

どういったところにヒアリングしていくのかということは、ワーキングの方の検討のところにも非営利団体という記載があったかと思いますが、より具体的に提案いただいたかと思います。

私たちが社会で生活する上で、実際にいろいろな場所がありますので、そういったことも含めていただけないかというご意見だったかと思います。

これについて、事務局で検討の余地があるのかも含めていかがでしょうか。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

はい。障害福祉課矢ノ口です。もちろん 24 団体聞いたからもういいだろうということは当然思っていないとおもいません。今おっしゃっていただきました病院とか教育機関とか町内会等の団体さんにも一度当たってみて、もちろん啓発という意味もあるものですから、できる限りそういったところも今後、加えていけたらと思っております。

以上です。

永田会長

はい。ありがとうございました。1 月まで期間がありますし、そういうご案内が来たということだけで、アンテナをはっていただける機会にもなってくるのではないかと思います。どういう形でファーストコンタクトを取るかというところだとか、どう選定していくのかというところがあるかと思いますが、ご検討いただければいいのではないかと思います。ありがとうございました。

もうそろそろお時間ではありますがもう 1 人、岩田委員よろしく願いいたします。

愛知県セルフセンター 岩田委員

愛知県セルフセンターの岩田です。よろしくお願いたします。

当事業所の利用者さんの事例ということで、直近で利用者さんから情報を得たことで、お話をさせていただきます。その利用者さんは、電動車椅子の方で自立を目標に、名古屋に部屋を探しに行きました。その方は、常にネットでバリアフリーの場所という情報を得てから出かけて行かれるということで、ちょっと住まいを探しに行った際、エレベーターがついているということでバリアフリーと書いてあるのですが、道路と面するところに段差があったため、本人は、もうそれで諦めたということがありました。他にもいくつかバリアフリーの情報を得て、いろんなところに出かけたのですが、やはり使い勝手の悪いところの経験を多々しているということです。事業者の方にバリアフリーと明記できる定義みたいなのがしっかりわかりやすくあるといいと、その彼と話をしたところ。以上です。

永田会長

はい。ありがとうございます。

おそらく当事者ではないと見えにくいところがあって、先ほど議論にもありましたように、これをすればOKというわけではないという部分も、やはり具体例が提示されていかないと見えにくいものかなと改めて今のご意見を聞いて思いました。

こういったところをどのように条例以外のところで、好事例集なりガイドラインみたいなものを作っていく際に、そこの部分も必要になってくるかと思っておりますが、事務局の方からも何かご回答ありますでしょうか。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

障害福祉課矢ノ口です。

先ほど徳田委員からもありました関係も含めて、不動産業などにも一度そういったお話が伺えれば、聞いてみたいということを考えております。

そのあと、先生も今おっしゃいましたが、事例集を作るにあたってそういったところも配慮していくことはやっぱり加えていく必要があるのかなと考えております。

以上です。

永田会長

はい。ありがとうございました。

具体的に落とし込んでいくところで、また、委員の先生方にご意見をいただきながら詰めていくということになってくるのかなと思っております。

その他、よろしかったでしょうか。

14 報告事項 「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進について（2021年度愛知県障害者施策審議会専門部会報告）」発言要旨（案）

永田会長

では、ちょうど時間にもなって参りましたので、次に移っていききたいと思います。資料がかなり膨大な量になっておりますので、委員の先生方お目通しいただいた後ご意見等あるかと思っておりますので、また、改めてご確認をさせていただきながら進めていききたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、報告事項の方に移っていききたいと思います。報告事項 2021 年度愛知県障害者施策審議会専門部会報告について、事務局の説明の後、専門部会の審議内容について、柏倉部会長からご報告いただければと思っております。

それではまずは、事務局から説明よろしく願いいたします。

#### 障害福祉課 業務・調整グループ 平野課長補佐

障害福祉課社会参加推進グループの平野と申します。今年度の愛知県障害者施策審議会専門部会においてご審議いただきました内容について、説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料の方は資料 2 - 1 をご覧ください。専門部会では、2016 年に制定しました手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づく取組に関し、1 の 2021 年度の主な取組 3 項目と、2 の 2022 年度の普及啓発事業の方向性につきまして、専門部会開催状況に記載のとおり、7 月、9 月、11 月に 3 回の部会を開催し、ご審議をいただきました。

それでは、資料に沿って、順に説明いたします。まず、資料 2 - 2 「2021 年度普及啓発事業の実施結果について」をご覧ください。条例に基づく普及啓発事業は、毎年度、テーマや対象を変えて、実施しております。今年度は、企業向けに小冊子の作成・配布とシンポジウムを行いました。第 1 回、第 2 回の専門部会で、実施する内容をご審議いただき、第 3 回の専門部会で、この実施結果の報告を行いました。なお、資料に記載はございませんが、この事業は、企画コンペで事業者を募集し、社会福祉法人 A J U 自立の家を事業者を選定、連携を密にとりながら実施いたしました。

資料の 1 の小冊子につきましては、本日の資料とともに事前送付させていただいておりますが、小売、金融、交通の 3 業種別で、合計 3 万部を作成し、2 のシンポジウムに参加をいただいた企業に配布するとともに、今年度中には、県内千箇所に配布する予定です。2 のシンポジウムは、10 月 27 日に、ハローワーク主催の 2021 障害者雇用促進セミナーと共催で行い、120 社 130 名の方にご参加をいただきました。

実施内容としましては、第 1 部では、講師の D P I 日本会議佐藤事務局長から、障害者差別解消法改正に係る事業者の合理的配慮の義務化等について、事例を交えて、分かりやすく御説明いただくとともに、資料右側にまいります。第 2 部では、豊橋市薬剤師会、名古屋タクシー協会から、当事者と連携した取組の御紹介をいただきました。アンケート結果を記載しておりますが、第 1 部、第 2 部ともに「たいへん参考になった」「参考になった」が大半であり、非常に前向きな御感想を多くいただきました。

次に、1 枚おめくりいただきまして、資料 2 - 3 「災害時情報連絡体制の市町村調査結果について」をご覧ください。条例では、普及啓発のほか、災害その他非常事態の連絡体制の整備も主要な取組としてのことから、今年度新たな取組としまして、県内市町村の調査を行いました。今回の調査は、今年 6 月に災害対策課が調査をした災害時情報伝達手段の整備状況の一覧を元に、障害のある方への配慮の取組について、障害福祉課において追加で調査を行いました。第 2 回の専門部会で調査の内容について御意見を伺い、第 3 回



の専門部会でこの資料により、調査結果を踏まえた今後の取組の方向性をご審議いただきました。

調査結果について、簡潔に説明させていただきます。1 (1) 同報系システム、(2) その他の手段とございますが、災害時の情報伝達手段は、この(1)の同報系システムと(2)のその他の手段に分けられます。

(1)の同報系システムは、四角で囲っておりますが、屋外拡声スピーカーや屋内戸別受信機、防災ラジオを介して、市町村役場から住民等に直接、同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムです。このシステムは、54市町村中49市町村と多くの市町村で導入されていますが、文字表示版などの障害のある方への配慮を行っている市町村は、項目によって、3から8市町と、少ないことが分かりました。一方で、豊田市や幸田町など、数は少ないものの、屋内戸別受信機に文字表示版等を付けたうえで、配布時にも一般型と同額や無償配布などの支援をしている市町村があることも分かりました。

(2)のその他の手段については、緊急速報メールとホームページは全ての市町村で導入されていますが、ホームページにおける配慮をご覧頂きますと、音声読み上げ機能やウェブアクセシビリティの配慮のない市町村がまだ一定数あることが分かりました。なお、やさしい日本語対応については、2市町から回答がありました。全ての災害情報に対応しているものではありませんでした。

右側にまいりまして、その他、障害のある方への配慮の取組がある場合は、自由記述で報告をしていただきました。避難情報等を事前に登録しておいた電話やファックスで知らせるなど、地域の実情に応じた取組を行っている市町村が、複数あることが分かりました。

これらの結果を踏まえ、2の今後の取組の方向性についてですが、二つ目の○、ホームページにおいて、ウェブアクセシビリティへの配慮のない市町村が11市町村あることから、その導入を促していくこと、三つ目の○、各市町村の災害情報のURLを一覧にして県のホームページに掲載すること、さらに、四つめ以降ですが、市町村における具体的な配慮の取組の紹介や個別避難計画の作成を促していくことなどに取り組んで参りたいと考えております。

次に1枚おめくりいただきまして、資料2-4「コミュニケーション支援アプリの改修について」をご覧ください。このコミュニケーション支援アプリは、昨年度の普及啓発事業において、専門部会の意見を伺いながら、制作したものです。

1の経緯でございますが、第1回の専門部会において、アプリ内の「病院・薬局」の項目拡充のため、豊橋手話ネットワークが豊橋市薬剤師会と連携して制作した「薬に関する絵カード」の内容を盛り込むことについて御意見を伺ったところ、「アプリで安易に「説明した」とされてしまうことに不安を感じる」という反対意見をいただいたため、第3回専門部会において、もう一度この資料により、ご審議をいただきました。

事務局からは、この絵カードの作成趣旨をご説明さしあげるとともに、事務局案として、障害のある方に応対する場合については、まずはその方のコミュニケーション手段を確認したうえで、アプリをあくまで補助ツールとして活用してほしい旨を明記する案をお示しいたしました。

最後に、資料2-5「2022年度普及啓発事業について」をご覧ください。来年度の事業について、第1回の部会で方向性を御承認いただき、第3回の部会で、この資料により、再度御確認をいただきました。1

の交流セミナーについては、障害のある方と関わる機会の少ない方に来ていただけるような啓発事業にしたいと考えております。また、2の条例リーフレットの増刷、3のコミュニケーション支援アプリの運用についても取り組んでまいります。

事務局からの説明は以上でございます。

永田会長

それでは引き続きまして、専門部会の部会長であります柏倉委員から審議内容のご報告をお願いいたします。

柏倉委員

よろしくお願いします。専門部会長の柏倉と申します。専門部会での審議内容について報告させていただきます。

まず、資料は2-2に戻っていただいて、報告をしていきます。2-2につきましては、2021年度普及啓発事業についてです。小冊子につきましては、各委員から困った事例や助かった事例を集約し、小冊子の4、5ページに反映させました。例えば、小売業については、聴覚障害ではレジ前のメニュー表ですとか、視覚障害では触ることのできるサンプルなど、具体的な事例を提案いただき、業種別に分かりやすい内容になったものと考えています。

また、シンポジウムにつきましては、今回の議題1にも関連しますが、障害者差別解消法改正に係る事業者の合理的配慮の義務化について、県内企業の方々には、様々な機会を捉えて周知する必要があることから、シンポジウムの内容に盛り込んでいただきました。

次に資料2-3、災害時情報連絡体制の市町村調査についてお話しします。調査結果の中で、市町村が住民に対して災害時に情報提供する手段として、ホームページやアプリがありますが、これらはいくまでもパソコンやスマホなどの情報ツールを十分活用できるという前提に立った考えで提供されているものです。例えば、知的障害のある方など、それらを活用することが難しい方がいらっしゃることも、視覚障害など、活用するために音声機器ですとか、関連した講習が必要な方がいらっしゃることを考慮する必要があるとの意見がありました。また、情報だけを得てもそのあとどう避難するのかという部分は、やはり地域の協力が一番大きいので、市町村の個別避難計画の作成を促すような動きを県としてとってほしいという意見がありました。

これらの意見を踏まえ、様々な情報伝達手段が整備されていたとしてもそれらがきちんと機能しているか、障害当事者に情報が届いているかということの評価、検証しなければいけないということを事務局にお伝えしました。一方的に流しっぱなしは、だめだと言うことです。この調査は、毎年実施していくとのことですから、次回の調査でこの点について工夫していただけるようお願いしたところです。

次に資料2-4のコミュニケーション支援アプリの改修についてです。「薬に関する絵カード」の内容をアプリに盛り込むことについて、それぞれの障害の特性に応じて活用の仕方を工夫していくことが重要で、例えば、発達障害のある方は、耳から入る情報より目から入る情報の方が分かりやすいことがあるので、絵

カードの内容をアプリに盛り込んでもらえるるととても分かりやすいという意見がありました。一方で、地域の当事者の意見を集めたうえで、慎重に検討していきたいといった意見もありました。

障害の特性に応じて、様々な賛否のご意見がありましたので、本議題につきましては、委員の意見の一致が困難な状況であるため、部会長一任とさせていただき、今後関係団体と事務局で個別に協議を行い、引き続き検討することとしました。

最後に資料2-5の2022年度普及啓発事業についてです。交流セミナーを通じて、普段障害のある方と関わる機会の少ない方に向けた普及啓発を図ることは、非常に重要ですが、そのような方々にどのようにアプローチするのかといった質問がありました。セミナーをやると障害者問題に関心のある人が集まってくるのですが、その人ばかりに話をしてもあまり意味がないだろうということで、日頃触れていない人ということでした。

事務局においては、民間イベントとのコラボなどを検討しているとのこと、これについては期待したいと考えています。障害のある方と関わったことがない人とか、子供の頃、学校にそういうお子さんがいなかったなどは、大人になって差別意識を持ってしまったり、偏見を持ってしまうという可能性が高いというのは、各種調査で明らかになっています。普段障害のある方へ関わる機会が少ない人に対してどうアプローチしていくかということ、このセミナーの主眼において、取り組んでいただくよう伝えました。

報告は以上です。

永田会長

はい。ありがとうございました。

この専門部会においては、大変重要な検討を引き続きお願いしているという形になっているかと思いません。

私も見せていただきましたがとてもわかりやすい小冊子ができ上がっていて、お送りした時に受け取った人が持っているのではなく、きちんと窓口の方か実際に対応される方の元にできるだけ良い形で届くこと、また、それがいろんな形で確認できるようなことも必要なのかなと思って見せていただきました。とても大事な取り組みかと思っております。

また、懸案になっております災害時の対応、これは、ずっとこの専門部会の中でも話題になってきたことかと思えます。お話にあったように検証して、よりよい形のものを自治体とともに、やってくれることがとても大事なことになっておりますし、開発していただいたアプリをよりよい形で、障害者の方たちにとっても安心して使えるようなものになるための議論をこれからも引き続きやっていただくことになるのかなと思えます。

たくさんいろんな観点からご意見いただける内容になっているのではないかと思いますので、委員の先生方から、ぜひこちらの取り組み等のことについてご意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。

それでは江崎委員よろしく願いいたします。

江崎委員

愛知県精神障害者家族会連合会江崎委員

精神障害者も B 型の就労移行支援の事業所にも行っているのですが、そこで防災訓練を行います。しかし、防災訓練をやっているのを見ていますと、災害があった時や、火事が起きたときを想定して年に 2 回やることになっているのですが、やはり通報とか逃げるとかそういう基本的なことしかやっていません。こういった防災アプリとかそういうものを恥ずかしながら何も活用していません。例えば薬に関する絵カードといったものの取り組みもやっていません。私どもの作業所の全部と言わないですが、形式的にやっているくらいがあります。

是非こういうものを、各事業所が 1 件だけでも取り入れて、精神障害者でもスマホを持っている人もいますので、そういう人が 1 人でもいれば皆さんにも伝わると思います。防災訓練の市町村の指示指導のもとに、1 件くらいはこういった防災アプリといったものを利用した防災訓練をすとか、そういう企画を、努力義務とか義務づけるという方向で、やっていくと良いのではないかと思います。

以上です。

永田会長

はい。ありがとうございます。

コミュニケーションアプリと防災だとかいろんな取り組みを組み合わせた形も必要なのではないかとこの貴重なご意見だったと思います。

それでは佐藤委員、手が挙がっていたかと思えます。よろしくお願いします。

愛知県自閉症協会、佐藤委員

愛知県自閉症協会の佐藤です。よろしくお願いします。

小冊子についてですが、先ほどもありましたがなかなか発達障害というのは外見からわかりにくい障害ですので、この小冊子がとても役に立つと思います。文章もすごくわかりやすく書いてありますし、現場で働いている方、例えばコンビニでアルバイトしている人とか、パートのおばちゃんとかそういった方々にも分かりやすいのかなと思いました。

この 3 業種だけでなく、これからもっと他の業種にも広げていただければ、ありがたいと思います。ヒアリングについても、また改めて違う業種の方にされるということですので、できましたらこの小冊子をもっと広げていろんな業種で作っていただければ、ありがたいと感じました。よろしくお願ひいたします。

永田会長

はい。貴重な意見ありがとうございます。

他いかがでしょうか。よろしかったでしょうか。水野委員よろしくお願ひいたします。

水野委員

愛知県聴覚障害者協会の水野といいます。

災害時の情報体制についてですが、市町村への調査を行うとありますが、そのときに災害時に盲ろう者の人たちに対して、どのような方法や配慮、連絡、避難を伝えていくかということを考えておられますかということ、ちょっと市町村に聞いていただきたいと思ひます。

ろう者や難聴者の場合はファックスとかメールを見てわかったということで避難をするということになりますが、盲ろう者の場合は、ファックスは文字が読めません。メールも内容がきちんと理解できないと思いますので、どんな方法で連絡をしていったらいいと考えているのかということ、そのあたりを少し考えているか、考えておられないか、方法などを聞いていただきたいと思います。

永田会長

調査内容についてのご意見をいただいたかと思えます。

今3人の委員の先生からご意見等いただきましたが、まとめて事務局からよろしく願いいたします。

障害福祉課 社会参加推進グループ 平野補佐

社会参加推進グループの平野と申します。貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

災害に関しましては、市町村調査を今年度初めて行いまして、様々な状況がわかって参りました。災害対策も障害福祉サービスの提供も市町村が実施主体ということでございますが、都道府県としましては、情報をしっかりと集約して発信していくということが大切であると思っております、このような調査をさせていただきました。調査の内容の工夫については、今日もご意見をいただきましたので、また専門部会でも、今日いただいたご意見も含めて、事務局の方から次年度の調査の内容を提案しながら進めていきたいと思っております。

また、小冊子につきましては、他の業種にも広げてはどうかというご意見をいただきました。今回、小売、交通、金融の3業種を作りまして、実は、配慮の事例はここに載せきれなかったものがありまして、県のホームページの方にも載せております。また、新たな冊子を作れるかどうかは、今日お答えすることは難しいのですが、ホームページでの発信など、他の業種への広がり、委員の皆様のご意見をいただいて、検討していきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

永田会長

はい、ありがとうございました。

来年度も、今度は、あまり障害の方に関わったことがない人達をどう巻き込んで、この事業を行っていくのかということについても検討いただけるということかと思えます。

引き続き大事な取り組みについてこの専門部会の方でご意見をいただいて、進めていく形になるかと思っておりますので、事務局においては、今日、委員の先生から上がった意見も踏まえて、引き続き専門部会において、コミュニケーション手段の利用の促進に向けて検討を進めていただければと思っております。

## 16 その他

永田会長

それではせっかくの機会ですので、先ほどの条例のことについても少し取り上げさせていただきますが、委員の先生方で会議全体を通してご意見ご質問があれば、最後にお伺いできればと思います。

辻委員、よろしく願いいたします。

## 辻委員

愛知障害フォーラムの辻です。今、オミクロン株が非常に流行しようとしているところですが、それに伴って、ワクチン接種の3回目が始まろうとしています。今日の参考資料にもありましたが、前は混乱していて、車椅子の方が接種会場にいても、駐車スペースや乗降場もなかったということです。また、会場に行くための車椅子の乗れるバスがないなど、非常に混乱が起きました。そこで、同じことが起きないように、もう一度、愛知県から各市町村に合理的配慮をしっかりと行うよう通知を出していただきたいと思います。

それからもう1点、この中でもワクチン接種された方も多いと思いますが、やはりかなり副反応で苦労されたのではないかと思います。私もその1人でした。そこで、病院を受診した方も数多くいると思います。この病院受診については、原則、病院内及び診察のときは、医療スタッフによる介助が原則となっていますが、厚労省からの「移動先における介助の取り扱い」という通知において必要に応じて訪問系サービスが利用できると書いてあります。

しかし、市町村によっては、病院の受診時に福祉サービスは使えませんということで断られたケースもありますので、この厚労省の通知「移動先における介助の取り扱い」を再度愛知県から各市町村に通知していただき、副反応があるか否かにかかわらず、必要に応じて、診察時も含め、医療機関において訪問系サービスが利用できるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

## 永田会長

はい、ありがとうございました。

愛知県でも、3回目のブースター接種が始まって来るとありますが、その時に改めて障害者の方への配慮について通知していただきたいということと、訪問支援サービスが利用できるような動きもあって検討いただきたいということだったかと思います。

医療機関との連携ということも一部あるかと思いますが、このあたりについて、事務局の方からいかがでしょうか。

## 障害福祉課長

障害福祉課長の立花でございます。ご意見ありがとうございます。

ワクチンの3回目接種の時に市町村の接種会場で同じようなことが起きないようにというご意見ですので、感染症対策局とも調整しながら、市町村に通知できるように取り計らって参りたいと思います。

それから病院での介助については、通院等乗降介助がありますが、病院内での介助の部分で、市町村によっては、入口に入ったら駄目だとか、そういう解釈をしていらっしゃる場所もあるというご意見です。

今一度、国の通知をしっかりと徹底させていただいて、誤った取り扱いがないようにさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

## 永田会長

はい。通知等速やかに行っていただけということなので、この状況の中、スムーズにいろんなことができるようにご配慮いただければと思います。ありがとうございました。

まだご意見があるかと思いますが、時間も迫って参りましたので、本日の会議はこれもちまして終了とさせていただきます。事務局におかれましては、ただいまのご意見も含め、引き続き障害者支援

施策の推進を図っていただくようお願いいたします。

また愛知県の障害者差別解消推進条例の見直しに向けては、次回また 2 月に予定されておりますワーキング、3 月に予定されております障害者施策審議会で議論を進めていくことになるかと思えます。そちらに向けて事務局の方でも検討を進めていただければ幸いです。

それでは、事務局の方にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 17 閉会

障害福祉課 立花課長

障害福祉課長の立花でございます。

本日、永田会長、円滑な会議の取り回しをありがとうございます。

皆様方には本日お忙しい中、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。本日いただきました多くの貴重なご意見、ご提言につきましては、しっかり事務局で検討を行い、施策に反映させていきたいと思えます。

皆さんからご意見を伺いながら、さらにより対応ができるように、皆さんと協力しながらやっていきたいと思えますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

今年度最後の障害者施策審議会は、来年 3 月開催予定でございます。よろしくお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

以上で、2021 年度第 2 回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

署名人 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_